○農林水産省告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市西中野俣字外沢四一の三、五三の一、五三の二、東中野俣字伏野二六四の一から二六四の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町中ノ沢字上ノ山九五一、九五二、九七二から九八〇まで、字蒲野地一一三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一一三六の二、字幸地蔵一四六四の一から一四六四の四まで、一四六四の子から一四六四の寅まで、字戸沢一四七四、一四七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山九五一、九五二、九七二から九八〇まで、字蒲野地一一三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一一三六の二、字幸地蔵一四六四の一から一四六四の四まで、一四六四の子から一四六四の寅まで、字戸沢一四七四、一四七五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字長沢原字坂口三七〇、三七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県五泉市橋田字門前己六一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び五泉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字秋伐駒坪一九九八の四から一九九八の六まで

二　(一)　解除の理由　道路用地とするため

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字秋伐駒坪二〇三八の一二、二〇三八の一三

二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字中山一六八四の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町用居字大カゲ乙一四四一の二、乙一四八二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　林道用地とするため